

2020年4月28日

お客様各位

NEC マグナスコミュニケーションズ株式会社
マネーハンドリング事業部

緊急事態宣言を受けての弊社対応について(延長)

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、弊社では先にご案内のとおり、2020年5月6日までは緊急事態宣言への対応期間としておりました。

今後政府は、緊急事態宣言延長の是非を判断するとしていますが、感染拡大は予断を許さない状況が継続していることや、連休を挟みお客様へのご案内が不徹底となることを避けるため、弊社としましては下記のとおり対応期間を延長することといたしました。

つきましては、以下ご確認頂くと共に、引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象期間 2020年4月8日～5月31日まで (2020年5月6日から5月31日まで延長)
2. 対応内容
 - ① 訪問面談、ご来社面談につきましては原則的に控えさせて頂き、携帯電話、メールによる対応とさせて頂きます。事務所への電話につきましては、担当営業に転送した後、折り返しご連絡させて頂きます。
 - ② 修理品の受け入れにつきましては、受入部門も在宅勤務指示となることから、体制の維持が困難な状況となります。新規受付は原則的に控えさせて頂いております。
尚、お預かりしております修理品の返却につきましては、返却時期を含め別途修理受入担当窓口にお問い合わせ下さい。
 - ③ 保守コールセンターの受付はしておりますが、平時より電話が繋がりにくい場合や、留守番電話での折返し対応になる場合もありますので予めご了承願います。
 - ④ 設置作業や修理対応など、現地作業につきましては在宅勤務体制となりますので困難であることをご了解下さい。緊急対応が必要な場合については、ご相談下さい。可能な限りの対応は検討させて頂きます。
 - ⑤ 修理部材の販売につきましては順次対応させて頂きますが、納期等は通常より時間を要する場合がありますことご了承願います。
 - ⑥ 製品出荷納期等につきましては、営業担当よりご連絡させて頂きます。

なお、上記内容及び詳細事項につきましては、営業担当の携帯電話、メールまでお問合せ下さい。

ご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※対象期間と対応内容は状況に応じて変更する場合がございます。

以上